平成２７年（フ）第８７０号
東京都稲城市長峰３丁目８番地３―903
債務者　佐藤ひとみ
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥居　典子
4　破産債権の届出期間　平成27年12月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年１月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２７年（フ）第３６５号
新潟市西区新中浜１丁目16番地５
債務者　中林　暁子
1　決定年月日時　平成27年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二岸　直子
4　破産債権の届出期間　平成27年12月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月16日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
新潟地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第５７号
青森県三戸郡新郷村大字戸来字金ケ沢尻６番地４、旧住所大阪府和泉市室堂町1144番地の１（611）
債務者　山田　俊一（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成27年11月12日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
青森地方裁判所十和田支部
平成２７年（フ）第２２９号
高知市廿代町６番24号　ドルフ廿代410
債務者　北川　　澄
1　決定年月日時　平成27年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
高知地方裁判所破産係
平成２７年（フ）第２３６号
高知県高岡郡日高村本郷967番地
債務者　青木　　唯
1　決定年月日時　平成27年11月12日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
高知地方裁判所破産係
平成２７年（フ）第１１０８号
埼玉県川口市弥平２丁目５番１号
債務者　中村　治美
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２７年（フ）第１１８２号
埼玉県川口市末広１丁目13番４号
債務者　吉経　洋子
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２７年（フ）第４３４号
埼玉県越谷市大字大泊14番地１　ミ・ファミーリア102号
債務者　庄田　紀之
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２７年（フ）第４５６号
埼玉県草加市谷塚町512番地１　グリーンハイツナミキ106号
債務者　長澤　　俊
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２７年（フ）第４５７号
埼玉県吉川市平沼１丁目６番地10　ツインハウス吉川210、旧住所埼玉県越谷市北越谷３丁目13番４号　Ｋハイツ202
債務者　高野　義臣
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２７年（フ）第４２４号
埼玉県所沢市南住吉21番33―302号　ベルウッドマンション２
債務者　麻生　裕子
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２７年（フ）第４９３号
埼玉県狭山市祇園３番20号　ビラ祇園401、前住所埼玉県狭山市中央４丁目７番11号
債務者　中川　義紀
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２７年（フ）第４９４号
埼玉県狭山市祇園３番20号　ビラ祇園401、前住所埼玉県狭山市中央４丁目７番11号
債務者　中川　房江
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２７年（フ）第５１２号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷242番地１　加山ハイツ205号
債務者　中田　真弓
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２７年（フ）第６０号
福岡県豊前市大字三毛門546番地７
債務者　横川るり子
1　決定年月日時　平成27年11月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係
平成２７年（フ）第６１号
福岡県行橋市大字宝山345番地１
債務者　御手洗陽子
1　決定年月日時　平成27年11月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係